

条文比較表【港区議会条例、港区議会条例施行規程（案）、全国市議会議長会施行規程（例）、備考】

港区議会の個人情報の保護に関する条例	港区議会の個人情報の保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条） 第3章 個人情報ファイル（第17条） 第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示（第18条—第30条） 第2節 訂正（第31条—第37条） 第3節 利用停止（第38条—第43条） 第4節 審査請求（第44条—第46条） 第5章 雑則（第47条—第52条） 第6章 罰則（第53条—第57条） 付則			
第1章 総則			
（目的）	（趣旨）	（趣旨）	
第1条 この条例は、港区議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人情報及び個人の権利利益を保護することを目的とする。	第1条 この規程は、港区議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年港区条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規程は、〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（令和〇年〇〇条例第〇〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	
（定義）	（用語）	（用語）	
第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 （1）（2） 略	第2条 この規程で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。	第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。	
	（職員の研修）		
	第3条 議会は、個人情報を取り扱う職員に対し、個人情報の保護について必要な知識を付与し、意識の向上を図るため、研修を行うものとする。		現行の港区個人情報保護条例施行規則に規定されている内容であり、議会においても本条例施行規程に規定します。
2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。 （1）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの （2）個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録される	（個人識別符号） 第4条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 （1）次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号 イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列 ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌 ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様	（個人識別符号） 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 （1）次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号 ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列 イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌 ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様	

港区議会の個人情報保護に関する条例	港区議会の個人情報保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
<p>ことにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p>	<p>ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化</p>	<p>エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化</p>	
	<p>ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様</p>	<p>オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様</p>	
	<p>ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状</p>	<p>カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状</p>	
	<p>ト 指紋又は掌紋</p>	<p>キ 指紋又は掌紋</p>	
	<p>(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号</p>	<p>(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号</p>	
	<p>(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号</p>	<p>(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号</p>	
	<p>(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号</p>	<p>(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号</p>	
	<p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号</p>	<p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号</p>	
	<p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号</p>	<p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号</p>	
	<p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</p>	<p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</p>	
	<p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号</p>	<p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号</p>	
	<p>(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号</p>	<p>(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号</p>	
	<p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</p>	<p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</p>	
	<p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</p>	<p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</p>	
	<p>(12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード</p>	<p>(12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード</p>	
<p>(13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号</p>	<p>(13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号</p>		
<p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号</p>	<p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号</p>		
<p>(15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号</p>	<p>(15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号</p>		

港区議会の個人情報保護に関する条例	港区議会の個人情報保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
	(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号	(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号	
	(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号	(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号	
<p>3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>（要配慮個人情報） 第5条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次の各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p>	<p>（要配慮個人情報） 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p>	
	(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。	(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。	
	イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害	ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害	
	ロ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害	イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害	
	ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）	ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）	
	ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの	エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの	
	(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果	(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果	
	(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。	(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。	
	(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。	(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。	
(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。	(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。		
<p>第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損</p>	<p>（個人情報総括保護管理者等の設置） 第6条 条例第9条第1項に規定する保有個人情報の</p>		<p>現行の港区個人情報保護条例施行規則に規定されてい</p>

港区議会の個人情報保護に関する条例	港区議会の個人情報保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	<p>安全管理のため、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置くものとし、区議会事務局長をもって充てる。</p> <p>2 議会の事務局（以下「事務局」という。）に個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置くものとし、次長をもって充てる。</p> <p>3 事務局に個人情報保護担当者（以下「担当者」という。）を置き、庶務担当係長をもって充てる。</p>		る内容であり、議会においても本条例施行規程に規定します。
	（総括保護管理者等の職務）		
	<p>第7条 総括保護管理者は、議会が取り扱う個人情報を適正に管理するため、管理者に対し、個人情報の管理状況について報告を求め、又は必要な措置を講じるよう命ずることができる。</p> <p>2 管理者は、事務局において取り扱う個人情報について条例第9条第1項の規定による管理を行うため、所属職員を指揮監督しなければならない。</p> <p>3 担当者は、事務局において取り扱う個人情報を適正に管理するため、管理者を補佐しなければならない。</p>		現行の港区個人情報保護条例施行規則に規定されている内容であり、議会においても本条例施行規程に規定します。
（漏えい等の通知）	（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）	（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）	
<p>第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。</p> <p>(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。</p>	<p>第8条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>	<p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>	
	<p>(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>	<p>(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>	
	<p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>	<p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>	
	<p>(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>	<p>(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>	
	<p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p>	<p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p>	
	<p>(1) 概要</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目</p>	<p>(1) 概要</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目</p>	
	<p>(3) 原因</p>	<p>(3) 原因</p>	

港区議会の個人情報の保護に関する条例	港区議会の個人情報の保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
	(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (5) その他参考となる事項	(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 (5) その他参考となる事項	
(仮名加工情報の取扱いに係る義務)	(電磁的方法)	(電磁的方法)	
第15条 1～3 略 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。 5 略	第9条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。 (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。） (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。） (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）	第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。 (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。） (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。） (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）	
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	(匿名加工情報の安全管理措置の基準)	(匿名加工情報の安全管理措置の基準)	
第16条 1 略 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 3 略	第10条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。 (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。 (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。 (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。	第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。 (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。 (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。 (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。	
(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	
第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 (1) 個人情報ファイルの名称 (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 (3) 個人情報ファイルの利用目的 (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号へにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）	第11条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号へに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルに	第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルに	

港区議会の個人情報の保護に関する条例	港区議会の個人情報の保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
<p>(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法</p> <p>(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p> <p>(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨</p>	<p>についての記載を削除しなければならない。</p> <p>5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。</p> <p>6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別</p> <p>(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨</p>	<p>についての記載を削除しなければならない。</p> <p>5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。</p> <p>6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別</p> <p>(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨</p>	
<p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>イ 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>ロ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル</p> <p>ハ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル</p> <p>ニ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p> <p>ホ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p> <p>ヘ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル</p>	<p>7 条例第17条第2項第1号ハの議長が定める数は、1,000人とする。</p>	<p>7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。</p>	
<p>ト イからへまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル</p> <p>(2) 略</p>	<p>8 条例第17条第2項第1号トの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>イ 執行機関の職員又は当該職員であった者</p> <p>ロ 条例第17条第2項第1号イに規定する者又</p>	<p>8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>ア 執行機関の職員又は当該職員であった者</p> <p>イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又</p>	

港区議会の個人情報保護に関する条例	港区議会の個人情報保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
	<p>はイに掲げる者の被扶養者又は遺族</p> <p>(2) 条例第17条第2項第1号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの</p>	<p>はアに掲げる者の被扶養者又は遺族</p> <p>(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの</p>	
<p>(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル</p> <p>3 略</p>	<p>9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。</p>	<p>9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。</p>	
	<p>(登録簿)</p> <p>第12条 議長は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称</p> <p>(2) 個人情報取扱事務の目的</p> <p>(3) 記録する個人情報の項目</p> <p>(4) 個人情報取扱事務を開始する日</p> <p>(5) 個人情報の記録の形態</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項</p> <p>2 議長は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 議長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>(登録簿)</p> <p>〇〇市議会の個人情報保護に関する条例（例）</p> <p>第〇条 議長は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。</p> <p>(1) …</p> <p>(2) …</p> <p>2 議長は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 議長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>現行の港区個人情報保護条例施行規則に規定されている内容であり、議会においても本条例施行規程に規定します。</p>
<p>(開示請求の手続)</p> <p>第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) (2) 略</p>	<p>(開示請求書)</p> <p>第13条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書（第1号様式）によるものとする。</p>	<p>(開示請求書)</p> <p>第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、開示請求書（様式第1号）によるものとする。</p>	
<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第14条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険</p>	<p>(開示請求等における本人確認手続等)</p> <p>第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。</p> <p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険</p>	
	<p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険</p>	<p>(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険</p>	

港区議会の個人情報保護に関する条例	港区議会の個人情報保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
	<p>者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p>	<p>者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの</p>	
	<p>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合においては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類</p>	<p>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合においては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類</p>	
	<p>2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。</p>	<p>2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。</p>	
	<p>(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの</p>	<p>(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの</p>	
	<p>(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの</p>	<p>(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの</p>	
	<p>3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。</p>	<p>3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。</p>	
	<p>4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。</p>	<p>4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。</p>	
	<p>5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。</p>	<p>5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。</p>	
	<p>（開示請求に対する措置）</p>	<p>（開示決定等の通知）</p>	
<p>第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p>	<p>第15条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法</p> <p>(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合においては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所にお</p>	<p>第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法</p> <p>(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合においては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所にお</p>	

港区議会の個人情報の保護に関する条例	港区議会の個人情報の保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
	<p>ける開示の実施を希望する日を選択すべき旨</p> <p>(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用</p> <p>(開示決定通知書) 第16条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書（第2号様式）とする。</p>	<p>ける開示の実施を希望する日を選択すべき旨</p> <p>(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用</p> <p>(4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項</p> <p>(開示決定通知書) 第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書（様式第2号）とする。</p>	<p>施行機関と同様、個人情報の保護を徹底するため、電子情報処理組織（電子メール）を使用しての保有個人情報の開示は行いません。</p>
<p>2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）とする。</p>	<p>2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（様式第3号）とする。</p>	
<p>(開示決定等の期限)</p>	<p>(開示決定等期限延長通知書)</p>	<p>(開示決定等期限延長通知書)</p>	
<p>第25条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第17条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（第4号様式）とする。</p>	<p>第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（様式第4号）とする。</p>	
<p>(開示決定等の期限の特例)</p>	<p>(開示決定等期限特例延長通知書)</p>	<p>(開示決定等期限特例延長通知書)</p>	
<p>第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>	<p>第18条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（第5号様式）とする。</p>	<p>第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）とする。</p>	
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p>	<p>(第三者意見照会書等)</p>	<p>(第三者意見照会書等)</p>	
<p>第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内</p>	<p>第19条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（第6号様式）により行うものとする。</p>	<p>第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第6号）により行うものとする。</p>	

港区議会の個人情報保護に関する条例	港区議会の個人情報保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。			
<p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>（1）第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号口又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>（2）第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。</p>	<p>2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書（第7号様式）とする。</p>	<p>2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書（様式第7号）とする。</p>	
<p>3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（第8号様式）とする。</p> <p>4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。</p> <p>5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）開示請求の年月日</p> <p>（2）意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p> <p>6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）前項各号に掲げる事項</p> <p>（2）条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由</p> <p>7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（第9号様式）とする。</p>	<p>3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第8号）とする。</p> <p>4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。</p> <p>5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）開示請求の年月日</p> <p>（2）意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p> <p>6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）前項各号に掲げる事項</p> <p>（2）条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由</p> <p>7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第9号）とする。</p>	
（開示の実施）	（電磁的記録の開示方法）	（電磁的記録の開示方法）	
<p>第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>第20条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。</p> <p>（1）録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したもの</p>	<p>第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。</p> <p>（1）録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したもの</p>	

港区議会の個人情報保護に関する条例	港区議会の個人情報保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
	の交付	の交付	
	(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は 交付	(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は 交付	
	2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録 を専用機器により再生したものの閲覧又は複写した ものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要が あるものにあつては、議会が保有するプログラムに より行うことができるものに限る。）により開示す ることが容易であるときは、当該方法とすることが できる。	2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録 を専用機器により再生したものの閲覧又は複写した ものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要が あるものにあつては、議会が保有するプログラムに より行うことができるものに限る。）又は当該電磁 的記録を電子情報処理組織（議会の使用に係る電子 計算機（入出力装置を含む。以下この項において同 じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機と を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい う。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子 計算機に備えられたファイルに複写させる方法によ り開示することが容易であるときは、当該方法とす ることができる。	電子情報処理組織（電子メール）を使用するの保有個人 情報の開示を行わないことに伴い、電子情報処理組織 に関する規定は削除します。
	3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあ つては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生 ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由が あるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用 紙に出力したものの写しにより、これを行うことが できる。	3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあ つては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生 ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由が あるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用 紙に出力したものの写しにより、これを行うことが できる。	
3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者 は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求 める開示の実施の方法等を申し出なければならない。 4 略	(開示の実施の方法等の申出) 第21条 条例第28条第3項の規定による申出は、 次に掲げる事項を記載した、 開示の実施方法等申出 書（第10号様式） により行わなければならない。	(開示の実施の方法等の申出) 第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、 次に掲げる事項を記載した書面により行わなければ ならない。	全国市議会議長会が参考様式として示している開示の 実施方法等申出書を様式として定めることとします。
	(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有 個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実 施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分 ごとの開示の実施の方法）	(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有 個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実 施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分 ごとの開示の実施の方法）	
	(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開 示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当 該部分	(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開 示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当 該部分	
	(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつ ては、事務所における開示の実施を希望する日	(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつ ては、事務所における開示の実施を希望する日	
	(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の 実施を求める場合にあつては、その旨	(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の 実施を求める場合にあつては、その旨	
	2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場 合において、開示請求書に記載された事項を変更し ないときは、条例第28条第3項の規定による申出 は、することを要しない。	2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場 合において、開示請求書に記載された事項を変更し ないときは、条例第28条第3項の規定による申出 は、することを要しない。	
(開示請求の手数料)	(費用の納付)		
第30条 議長に対する開示請求に係る手数料は、無 料とする。ただし、保有個人情報が記録されている区 政情報の写しの交付に要する費用は、開示請求をす	第22条 条例第30条第1項ただし書に規定する保 有個人情報が記録されている区政情報の写しの交付 及び送付に要する費用は、前納とする。		現行の港区個人情報保護条例施行規則に規定されてい る内容であり、条例第30条で開示請求をする者の負 担としている写しの交付に要する費用を規定します。

港区議会の個人情報の保護に関する条例	港区議会の個人情報の保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考										
<p>る者の負担とする。</p> <p>2 前項ただし書に規定する写しの交付に要する費用は、議長が定めるところにより徴収する。</p> <p>3 第1項ただし書に規定する写しの交付に要する費用は、生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受ける者から請求があるときその他議長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p>	<p>2 前項の規定による写しの交付及び送付に要する費用は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる費用の額とする。</p> <table border="1" data-bbox="842 359 1451 1094"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>費用の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子複写機による写し又は電磁的記録等を用紙に出力したものの交付(A三判以下のものに限る。)</td> <td>片面刷り一枚につき、黒の単色刷りのものにあつては十円、多色刷りのものにあつては五十円</td> </tr> <tr> <td>委託により作成した写しの交付</td> <td>写しの作成の委託に要する費用相当額</td> </tr> <tr> <td>電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)に複写したものの交付</td> <td>電磁的記録媒体一枚につき、百円</td> </tr> <tr> <td>写しの送付</td> <td>郵送料相当額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	費用の額	電子複写機による写し又は電磁的記録等を用紙に出力したものの交付(A三判以下のものに限る。)	片面刷り一枚につき、黒の単色刷りのものにあつては十円、多色刷りのものにあつては五十円	委託により作成した写しの交付	写しの作成の委託に要する費用相当額	電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)に複写したものの交付	電磁的記録媒体一枚につき、百円	写しの送付	郵送料相当額		
区 分	費用の額												
電子複写機による写し又は電磁的記録等を用紙に出力したものの交付(A三判以下のものに限る。)	片面刷り一枚につき、黒の単色刷りのものにあつては十円、多色刷りのものにあつては五十円												
委託により作成した写しの交付	写しの作成の委託に要する費用相当額												
電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)に複写したものの交付	電磁的記録媒体一枚につき、百円												
写しの送付	郵送料相当額												
(訂正請求の手續)	(訂正請求書)	(訂正請求書)											
<p>第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>第23条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(第11号様式)によるものとする。</p>	<p>第18条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第10号)によるものとする。</p>											
(訂正請求に対する措置)	(訂正決定通知書等)	(訂正決定通知書等)											
<p>第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第24条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書(第12号様式)とする。</p>	<p>第19条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書(様式第11号)とする。</p>											
<p>2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(第13号様式)とする。</p>	<p>2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第12号)とする。</p>											
(訂正決定等の期限)	(訂正決定等期限延長通知書)	(訂正決定等期限延長通知書)											
<p>第35条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知</p>	<p>第25条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(第14号様式)とする。</p>	<p>第20条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第13号)とする。</p>											

港区議会の個人情報保護に関する条例	港区議会の個人情報保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
しなければならない。			
(訂正決定等の期限の特例)	(訂正決定等期限特例延長通知書)	(訂正決定等期限特例延長通知書)	
<p>第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正決定等をする期限</p> <p>2 略</p>	<p>第26条 条例第36条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（第15号様式）とする。</p>	<p>第21条 条例第36条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（様式第14号）とする。</p>	
(保有個人情報の提供先への通知)	(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)	(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)	
<p>第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>第27条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（第16号様式）とする。</p>	<p>第22条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第15号）とする。</p>	
(利用停止請求の手続)	(利用停止請求書)	(利用停止請求書)	
<p>第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>第28条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書（第17号様式）によるものとする。</p>	<p>第23条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書（様式第16号）によるものとする。</p>	
(利用停止請求に対する措置)	(利用停止決定通知書等)	(利用停止決定通知書等)	
<p>第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第29条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書（第18号様式）とする。</p>	<p>第24条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書（様式第17号）とする。</p>	
<p>2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（第19号様式）とする。</p>	<p>2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（様式第18号）とする。</p>	
(利用停止決定等の期限)	(利用停止決定等期限延長通知書)	(利用停止決定等期限延長通知書)	
<p>第42条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第30条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（第20号様式）とする。</p>	<p>第25条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第19号）とする。</p>	
(利用停止決定等の期限の特例)	(利用停止決定等期限特例延長通知書)	(利用停止決定等期限特例延長通知書)	
<p>第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要</p>	<p>第31条 条例第43条の書面は、利用停止決定等期</p>	<p>第26条 条例第43条の書面は、利用停止決定等期</p>	

港区議会の個人情報保護に関する条例	港区議会の個人情報保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
<p>すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限</p> <p>2 略</p>	<p>限特例延長通知書（第21号様式）とする。</p>	<p>限特例延長通知書（様式第20号）とする。</p>	
<p>（審査会への諮問）</p>	<p>（諮問をした旨の通知書）</p>	<p>（諮問をした旨の通知書）</p>	
<p>第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、港区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成4年港区条例第3号）第1条に規定する港区情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。） (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>	<p>第32条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（第22号様式）により行うものとする。</p>	<p>第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（様式第21号）により行うものとする。</p>	
<p>（施行の状況の公表）</p>	<p>（実施状況の公表）</p>		
<p>第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>	<p>第33条 条例第51条の規定による公表は、次に掲げる事項について、議長が適当と認める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の登録の状況 (2) 目的外利用及び提供の状況 (3) 保有個人情報の開示請求等の状況 (4) 保有個人情報の開示請求等に対する可否の決定状況 (5) 電子計算機による個人情報の処理状況 (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項</p>		<p>現行の港区個人情報保護条例施行規則に規定されている内容であり、議会においても本条例施行規程に規定します。</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>	<p>附 則</p>	
<p>（施行期日）</p>	<p>（施行期日）</p>	<p>（施行期日）</p>	
<p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>	
<p></p>	<p>（経過措置）</p>	<p>（経過措置）</p>	
<p></p>	<p>2 この訓令の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第11条第1項の規定の適</p>	<p>2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用</p>	

港区議会の個人情報の保護に関する条例	港区議会の個人情報の保護に関する条例 施行規程（案）	〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例施行 規程（例）【全国市議会議長会施行規程（例）】	備考
	用については、同項中「直ちに」とあるのは、「 港区 議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年港区議会議長訓令第〇号）の施行後遅滞なく」とする。	については、同項中「直ちに」とあるのは、「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和〇年〇〇第〇〇号）の施行後遅滞なく」とする。	
	3 この訓令の施行の際現に議会が行う個人情報取扱事務についての第12条第2項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「港区議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年港区議会議長訓令第〇号）の施行後遅滞なく」とする。		第12条の登録簿について、経過措置を規定します。